

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (中山間「ふるさと支援隊」) 企画提案募集要領

埼玉県内の中山間地域の多くの集落では、高齢化や人口減少の進行等により、農業や地域活動の維持が危惧される状況となっています。

大学生が持つ行動力、専門技術、知識、新しい視点などを取り入れ、中山間地域の住民活動を活性化するため、当事業を実施します。

この事業の受託者を選定するための企画提案を以下のとおり募集します。

1 募集内容

(1) 委託事業名

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)

(2) 業務委託内容

別添「令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月7日(金)まで

(4) 委託費の限度額

ア 新規地区活動グループ(以下、新規地区)

500,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

イ 継続地区活動グループ(以下、継続地区)

400,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内

※留意事項

本業務の契約締結に係る上限額(消費税及び地方消費税額を含む)であり、消費税及び地方消費税額を10%とした場合の金額である。

2 参加資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定される大学(短期大学及び大学院を含む)に属する教員及び学生により構成されるグループ(研究室、ゼミナール、サークル等)。

事業説明会に参加すること(新規地区に限る)。

3 スケジュール

(1) 新規地区

ア 企画提案募集開始	4月 5日(金)
イ 企画提案参加申込書の提出期限	4月17日(水)
ウ 事業説明会	4月22日(月)
エ 企画提案書の提出期限	5月10日(金) 16時

才	企画提案競技審査委員会	5月21日（火）午後（予定）
力	審査結果の通知	5月下旬
キ	委託契約の締結	6月上旬（予定）
ク	事業実施	契約日～令和7年3月7日（金）

（2）継続地区

ア	企画提案募集開始	4月 5日（金）
イ	企画提案書の提出期限	4月25日（木）16時
ウ	書面審査	5月上旬
エ	審査結果の通知	5月中旬
才	委託契約の締結	5月下旬
力	事業実施	契約日～令和7年3月7日（金）

4 事業説明会の開催（新規地区対象）

企画提案参加申込書の提出があった者に対し、令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業（中山間「ふるさと支援隊」）について、当事業の目的や委託内容等のオンライン説明会を行う。

新規地区の委託候補者は、この説明会に参加することを当事業への応募条件とする。

- （1）説明会開催日 4月22日（月）午後（予定）
- （2）提出書類 企画提案参加申込書（様式1）
- （3）書類提出期限 4月17日（水）

5 企画提案書等の提出

（1）提出書類

ア 企画提案概要書（様式2）

イ 企画提案書

様式は任意とするが、A4判横長、最大20ページの範囲内（表紙、目次及び添付書類除く）で作成すること。提案書のファイル形式はMicrosoft PowerPoint形式またはPDF形式とすること。

（ア）表紙

- ・表題
- ・応募者の所在地、氏名、連絡担当者の氏名、電話番号、メールアドレス

（イ）目次

（ウ）提案内容等

提案事項について、それぞれ具体的に記載すること。

ウ 経費積算書（様式3）

経費は、消費税及び地方消費税額を10%として積算すること。

参考資料がある場合は併せて提出すること。

（2）提出先及び提出方法

埼玉県農林部農業ビジネス支援課農地活用担当宛て電子メールにて提出する

こと。

メールアドレス：a4105-08@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

ア 新規地区 5月10日(金) 16時まで

イ 継続地区 4月25日(木) 16時まで

(4) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県農業ビジネス支援課に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書(様式任意)に記載の上、提出すること。

エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

カ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

6 委託候補者の選定

新規地区の委託候補者は、令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業(中山間「ふるさと支援隊」)企画提案競技審査委員会において提案内容を総合的に審査し、選定する。なお、新規地区の委託候補者は事業説明会に参加しなければ審査を受けることができない。

継続地区の委託候補者は、提出された企画提案書等に基づき書面審査(必要に応じて個別ヒアリング)により選定する。

7 企画提案競技審査委員会の開催(新規地区のみ)

(1) 日時 令和6年5月21日(火)午後(予定)

(2) 場所 県庁周辺会議室

なお、緊急等やむを得ない理由等により、プレゼンテーションを実施することができないと認められる場合は、オンラインでの開催又は書類審査での選定に変更することがある。

(3) 内容

「4 企画提案書等の提出」の書類に基づく提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答

企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

プレゼンテーションは、説明用のスライド等を会場のプロジェクターに投影して実施すること。

また、使用するパソコンは原則、企画提案者が持参すること。やむを得ず用意できない場合は事前に連絡すること。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(4) プレゼンテーション等の時間（予定）

プレゼンテーション 1者当たり10分以内

質疑 1者当たり5分以内

時間、会場等の詳細は企画提案者に別途連絡する。

なお、応募者多数の場合は、事前に企画提案書に基づく書類審査を実施し、プレゼンテーションの参加者を6者程度に選定する場合があるので、予め留意すること。

(5) 出席者

1者につき3名以内

8 審査結果の通知

新規地区は令和6年5月下旬頃、継続地区は令和6年5月中旬頃に選考結果を応募者宛て通知する。

9 契約方法

委託候補者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

なお、本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）もしくは紙の契約書による締結を予定する。

電子契約での締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

選定後であっても、委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

10 その他留意事項

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消す場合がある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

11 問い合わせ及び書類の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課 農地活用担当

電話：048-830-4093

メール：a4105-08@pref.saitama.lg.jp